

1-6 高低差が3mを超える場合の地盤面について

建築基準法施行令第2条第2項で規定されている地盤面に関して、建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合の取扱いを、以下のとおり定める。

1 傾斜地に建つ建築物の取扱い

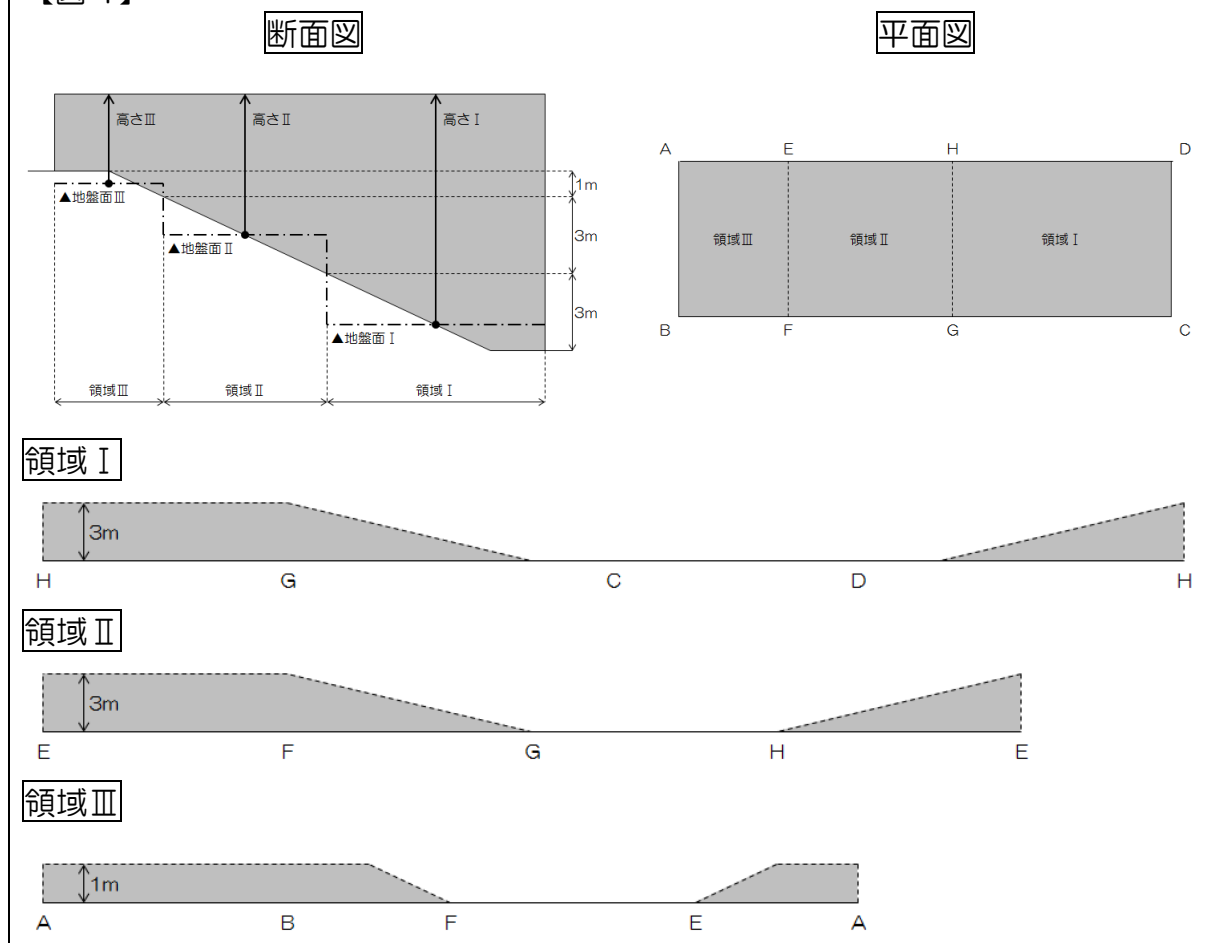
(1) 領域の設定

- 建築物が周囲の地面と接する位置の最高点又は最低点を起算点として、3m毎に領域を設定する。
- この場合に、最高点又は最低点のいずれを起算点とするかは、本取扱いの2による場合を除いて任意とする。ただし、領域の設定により、現況の地面と比較して地盤面が著しく高くなる場合は、前面道路の存する側を起算点とする。

(2) 地盤面の算定

- 設定した領域毎に、その全周長で建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さを算定する。この際、各領域の境界部分は、地面に接するものとみなして算定する。【図1】

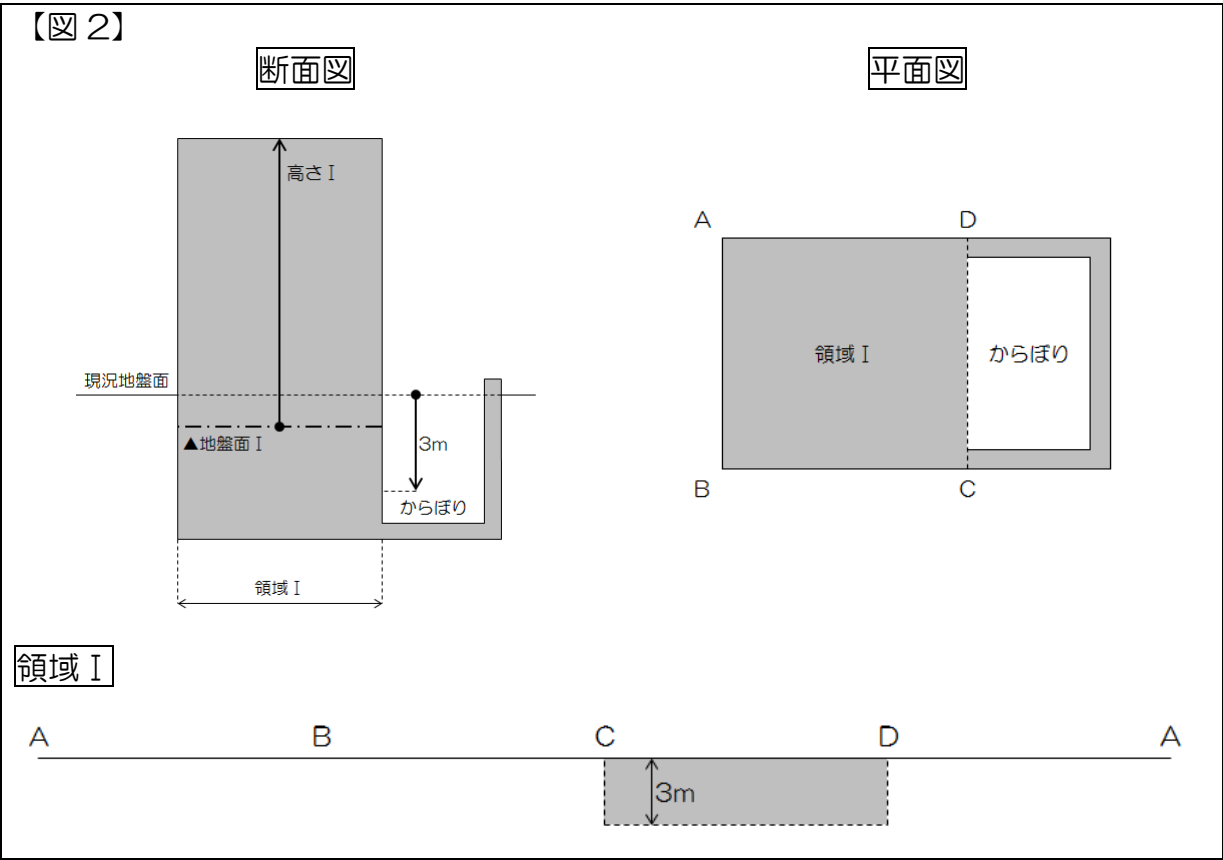
【図1】



(次ページあり)

2 高さが3mを超えるからぼりを持つ建築物の取扱い

- 現況の地面が平坦な場合は、建築物が周囲の地面と接する位置の最高点（現況の地面）を起算点として、3m毎に領域を設定する。【図2】



関連条文	建築基準法施行令第2条第2項
参考	